時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月賦休刊
○時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）

一行五號活字仕四字詰	一日限	一日以上六日迄 七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢 十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

副嶋内務大臣の辭職

去る三月中内務大臣に更迭あり品川子爵して副嶋伯あれに代りたる其當時に於て時事新報は左の言を述べたり

（前略）聞く所に據れば伯は古代の豪傑流にして剛毅卓斷、事に頓着せず其言行時に奇を呈し奇極りて往往人の意表に出るの擧動なきに非ずと云ふ今の内務の政局は頗る周密の智慮を要し剛毅勇斷のみを以て能と爲す可らずと雖も伯も既に老して六十餘年の經歴を加へたれば老後の練達自から變通の妙を見るやも知る可らず云々

爾來新内務大臣の擧動を見るに果して奇を極めて往々人の意表に出るもの少なからず專制時代の政略なれば毫も角も立憲政治の今日に斯る擧動は如何なるものなる可きやと餘所ながら窃に掛念に堪へざりしに遂に部内の衝突を生じて辭職の沙汰を見るに及べり目下國會議場の雲行も頗る穏ならずして政府と議會とは恰も對陣の最中に當局大臣の辭職とは事體の當を得たるものに非ずと雖も其事情にして果して昨今世間に傳ふるが如くなりとすれば政府に於ても強いて之を留むるの理由なきが故に此處は斷然處置して當人の意に任ずるの外ある可らず我輩は唯明治政府の失體として之を惜しむものなり然りと雖も今回の事の如き決して偶然に非ず又當局者一人の責のみに非ず從來政府の人々は内の情實の爲めに殆んど政權維持の必要を忘れたるものゝ如く毎度の更迭沙汰に其後任者を擧ぐるには唯情實の釣合を善くするの一方にのみ專らにして其他を顧みるの暇なきが故に一時の都合の爲め往々後日の不始末を致すことなきに非ず今回の出來事の如きも亦その一例として見る可きものなれども今日は政權維持の必要を感ずるあまり愈々切にして最早や區々たる情實を顧ずの場合に非ざれば今後の始末に就ては能く政府全體の利害を考へて處置すること肝要なる可し

官報

○詔勅
朕貴族院伯子男爵議員撰擧規則第十六條ニ依リ明治二十五年七月三十日ヲ以テ貴族院子爵議員三名闕員ノ爲ニ補闕撰擧ヲ行フヘキコトヲ命ス

御名御璽

明治二十五年六月四日　内閣總理大臣　伯爵松方正義

第一、高知縣第二區撰擧會入場時限を約したる事項
第二、撰擧會當日の概況
第三、右撰擧會に於て吾川郡諸木村投票所々管の投票證上に關する事項
第四、高知縣第二區投票紛失の始末
第五、高岡郡役所に於て撰擧明細書の謄寫に關する事項

裁判長は此申請書を受取り一應許否に付き詮議すべしと命じ直に別席會議を開きたる後右は採用する事に決したれば次回の公判迄には中摩青木の兩證人を呼出す旨を命じ來る十三日午前十時を以て第五回の公廷を開く事となし十一時過閉廷したるよし

○院議に附する事に決したる請願書　衆議院の請願委員會は此程の會議に於て沖縄縣海底電線沈架の件に關する請願書三通を院議に附する事に決せしが之を前日の會議に於て決したる輸出税免除の請願と和漢醫藥組織の請願とに合すれば都合五通なりと云ふ

○貴衆兩院議員軍艦の見物　貴衆兩院議員は兼て海軍省の案内に依り一昨日午前八時廿分新橋發の臨時汽車にて横須賀に赴き此程佛國より着したる新造軍艦嚴嶋を見物せり當日海軍省よりは第一第二兩局長土岐副主事、村上秘書官其他の人々議員より先きに該地に赴き其來るを待受け艦て議員の到着するや或は波止場に或は艦の入口に之を迎へ夫より案内者を部署して艦内殘る隈なく議員を導き又大砲水雷發射管其の他の武器并に諸種の機械等に就て精しき説明を爲し最後に艦の舳に在る一門の大砲を左右に廻して其運轉の自在なるを示したるには誰れしも皆驚嘆せざるはなかりし右終りて後、鎮守府に案内し此處にて午餐の饗應あり次で造船所内の各製造部を案内し夫より目下製造中の橋立、秋津嶋兩艦内をも一覽せしむる等遺憾なく案内せしかば各議員執れも滿足の體なりし斯くて午後五時横須賀發の臨時汽車にて議員を始め海軍省より出張したる人々も歸京せり當日見物に赴きたる議員は貴衆兩院にて凡そ百四五十名なりしと云ふ尚は軍艦の模樣及び造船所内の景況等は近日更に記載すべし

○大院君の近狀　朝鮮國王殿下の生父大院君は毎朝七時頃に寢床を出で食事を畢へて執事どもを相手に世間噂をなし日中は庭園に下り椅子に倚りて書を讀み外國人の訪問するものあれば病と稱して面會を辭し唯風月を友として政治上の事などには敢て着眼せざるものゝ如く日頃君の邸に伺候する官吏にさへも面會を許す事極めて稀なれば邸内頗る靜なりと云ふ

○理財學會の大演説會　は一昨日午後一時より神田一ツ橋大學講義室に於て開きドクトル平井昌雄氏は獨逸國貨幣制度沿革論と題して同國に於ける古來の貨幣制度より説て目今の事情を詳説せり次に文學士坂谷芳郎氏は銀價の景況に就て之を題して銀價變動の經濟上に甚しき關係を有し世人又之を喋々するにも拘はらず實際其變動の原因を知り又其景況を研究するもの尠きは甚だ遺憾とする所なるが近く例ゐ大藏省に取りて云はんに本年英國倫敦に於ける國債の元利を償還する爲め銀價の變動により昨年よりは殆んど十萬圓以上の增拂ひを爲さゝる可らざるが銀價の變動は斯くの如き至大の關係を有するものなれば今日に當りて之を研究するは實に必要のみとにして夫れを研究したるが爲め强ち變動を防止するゝと能はざるも之れが變動あるに際して憤慨狼狽を爲さゝるべく又豫め之れが備を爲すことを得べし偖て銀價の變動は他の商品の變動と等しく此外に貨幣としての用途に從て變動あるも合に從て變動あるも十三四片に相當したる過せざる今日に當りて斯く急劇の四十八九年來銀鑛各るるみと其原因あるべを減却したるも亦與機關即ち銀行制度及めに銀の需用を甚し上に消費せらるゝ割昨年米國に於て取に其半數にも足らさ國漸く金本位に傾く綜合して意外の低落は自然の原因にして を豫知して徐ろに蓄みとなくして止むふ動即ち貨幣として金は特に着目を要し日ける立法上の變動に加合衆國の銀貨條例とて目下國會に於て特に注意せさる可らの甚しき低落を生じ位案を國會に提出したる者なれは今後同國議するみとあるゝ所なれは愈々金貨本位に引替る者は前記の銀價は倫敦若しくは伯林米國に於ては一千七十三年に至りて再び弗貨幣を發行萬以上四百萬オンス後五年にして再び之を月十四日に至りて再び一箇月四百五十萬が一箇月四百五十萬オンスに付平均三十七上に出でたる爲めに輸出高は非常なるを蒙ひりたる損害は影響を及ぼすならず其だ不人望にして制に限り五分の割引し倫敦市場に於て傾きを生じたり茲に見る明年博覽會議の會議の結果必ず考に供する迄と云ふ

○海底電線沈架に關する建議案　吉岡侯文麿、大嶋信の二氏は三十六名の贊成者を得て一兩日前左の建議案を提出せり

海底電線布設に關する建議案
沖縄諸嶋及大隅國大嶋億之嶋沖永良部嶋は實に帝國南門の鎖鑰にして隱岐國も亦日本海中の重鎮たり故に國防上孰れも最も緊要の形勢を占め大隅國種嶋屋久嶋の二嶋も亦以上の諸嶋と相待て重要の地位に居る而して皆水陸の産に富み行政上及經濟上決して忽諸に附すべきの地にあらざるは復論を待たざるなり顧みて方今東洋の形勢を觀察するに決して平穏無事を恃むの秋にあらざるあり此時に當り邊海の警あらんか其衝に當るものは實に此等諸嶋なり然るに此等諸嶋には未だ電氣通信の設けあらざる爲め百事不便を感ずるのみならず事あるの日に當りて緩急之に處するの途なし豈に深く憂慮せざるべけんや且電氣通信の利便を全國に普及するは交通行政の一大責務にあらずや今や帝國版圖内電信の布設將に普からんとす而して未だ絶海の嶋嶼たる此等の諸嶋に於て此設けなし是れ安ぞ國家行政の本旨ならんや是を以て此等諸嶋に海底電線を布設するは目下急要中の最も急要なるものにして實に國家百年の長計たるを信ず故に本院は深く望む政府は來る明治二十六年度歳出豫算中鹿兒嶋縣下大隅國より種嶋屋久嶋億之嶋沖永良部嶋を經て沖縄に及び嶋根縣下出雲國隱岐國に海底電線布設費用の豫算を提出せん事を建議せん（理由書は省く）

○高知縣第二區衆議員無効當撰訴求の公判　は前號の電報に見えし如く去る三日午前十時三十分大坂控訴院民事第二部に開廷せり裁判長十時判事以下原被代言人着席の上裁判長は本訴に對し證人調は既に終れり是より辨論に移らん然し原告代言人に於ては最早證人請求の要用あらざるやと述べしに原告代言人は答へ被告代言人は證人尋問の請求ありとて開も本訴に就ては原告より既に數名の證人を出したるも此證人等の申立には往々事實を誤りしものありと信ず因て被告に於ても本件に最も關係を有する撰擧掛長中摩逓信を證人として尋問あらん事を望む就ては同人が東京より歸途神戸に立寄りたるを幸ひ本日の公判廷に出頭の事を掛合ひたるも同人は世間に於て逃走せし如く言傳ふる者あれば若し證人として出頭するの必要もあれば公然裁判所の呼出に應じ出頭すべしとて已に歸縣の途に就きたり因て同人及撰擧の當時事務に與りたる同郡書記青木直固をも共に召喚せられん事を申請すと述べ裁判長は然らば一應原告に尋ぬ可しとて其意見を問ひしに原告に於ては素より要求せし次第なれば別に異論なしと答へたり因て被告代言人より左の證人呼出申請書を提出したり

第一、高知縣第二區撰擧會當日の概況
第二、撰擧會に於て吾川郡諸木村投票所々管の投票證上に關する事項
第三、高知縣第二區投票紛失の始末
第四、高岡郡役所に於て撰擧明細書の謄寫に關する事項
第五、

○逓信省告示第百二十八號
本月十六日ヨリ阿波國三好郡三名村大字上名ニ三等郵便局ヲ置キ上名郵便局ト稱シ同日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム
明治二十五年六月六日　逓信大臣　伯爵後藤象二郎

○逓信省告示第百二十九號
本月十六日ヨリ左ノ郵便局ヲ移轉改稱ス
明治二十五年六月六日　逓信大臣　伯爵後藤象二郎

國郡名	舊稱	新稱
土佐國長岡郡	川口郵便局	杉郵便局
土佐國長岡郡	戸手野郵便局	繁藤郵便局

雜報